

国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 1 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

(説 明) 国立市まちづくり条例第 20 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する大規模開発事業である朝日生命国立社宅建て替え及び有料老人ホーム新築工事に伴い、あさひ遊園が移転し、位置が変更となるため、条例の一部を改正するものである。

国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案

国立市児童遊園条例（昭和 50 年 3 月国立市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 号中「東 2 丁目 27 番地の 21」を「東 2 丁目 27 番地の 43」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。